

新潟市内科医会会則

第1章 総 則

1. 本会は新潟市内科医会と称し、事務局を新潟市医師会事務局に置く。
2. 本会は内科学および内科一般臨床を研鑽する事により、地域医療の充実、生涯教育の実践に寄与するとともに、保険診療に関する研究を行い、更に会員相互の親睦を図ることを目的とする。
3. 本会は前項の目的を達成するため集会その他の事業を行う。

第2章 会員及び会費

1. 本会は、本会の目的に賛同する内科診療に携わる医師により構成する。
 - (1) A 会員 医療法第 31 条に定める公的医療機関以外の病院、診療所の開設者・管理者及びそれに準ずる者で D 会員以外の会員。

ただし、同一医療機関において、開設者と管理者が異なる会員である時は開設者である会員を A 会員とし、管理者である会員は B 会員とする。
 - (2) B 会員 A 会員及び C 会員並びに D 会員以外の会員。
 - (3) C 会員 医育機関に勤務している D 会員以外の会員。
 - (4) D 会員 大学医学部卒業後 5 年間の会員をいう。なお、卒業後 5 年間の定義は期間を年度単位とし、3 月卒業者は翌年度から、それ以外は当該年度からそれぞれ 5 年間とする。
2. 本会に入会する場合は事務局に年会費 5,000 円を納入する。なお、前項で掲げる B 会員及び C 会員並びに D 会員は無料とする。
3. 入会した日より 5 年間は、年会費の納入を免除する。免除期間は年度単位とし、入会した日の属する年度を 1 年目とし、翌年度を 2 年目とする。
4. 会費納入の猶予期間は、納入義務発生時より 6 ヶ月とする。会費納入猶予期間を 12 ヶ月経過しても会費が納入されない場合は退会したものとみなす。
5. 会員が退会の申し出をした時にはその資格を失う。

第3章 役員幹事等

1. 本会は次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
部 長	4 名
幹 事	若干名
監 事	2 名
2. 会長は総会において選出される。
3. 会長は本会を代表して会務を総括し、総会を開催する。会長は総会において議長を務める。
4. 会長は必要に応じ役員、幹事会を召集することができる。

5. 会長は副会長、部長、幹事および監事を任命し、総会において承認を受けなければならない。
6. 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行出来ない時はこれを代行する。
7. 監事は本会の会計その他会務一般の監査を行う。
8. 役員は任期は2年とする。但し再任は妨げない。
9. 会長は総務、広報、学術、会計を担当する部長、幹事を定める。
10. 部長、幹事は会長のもとに集会の実務を担当し、会の運営にあたる。
11. 本会に、顧問を若干名置くことができる。
12. 顧問は、会長が委嘱する。
13. 顧問は、会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。

第4章 集 会

1. 総会は年1回開催する。会長が必要と認めた時または会員から要請のあった時、会長は臨時総会を開催することができる。
2. 総会は会員の過半数の出席（委任状提出者を含む）をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決定する。
3. 次の事項は総会の議決または承認を受けなければならない。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 収支決算に関する事項
4. 学術集会は年4回以上開催する。集会では主に下記の項目に関する講演会、症例報告その他の研究会を行う。
 - (1) 内科学の基礎的、専門的研究
 - (2) 内科臨床における新しい知見
 - (3) 内科医に必要な他科疾患の知識
 - (4) 社会保険制度の実際
 - (5) その他日常診察上の問題
5. 会長は集会の開催を文書をもって会員全員に対し通知しなければならない。

第5章 会 計

1. 本会の運営は、会費および新潟市医師会助成金をもってこれに当てる。
2. 会費額は幹事会の議決を経て総会で承認を受けるものとする。
3. 本会運営上、特に必要な経費が生じた場合、会長および幹事会承認の上、臨時に会費を徴収し得る。
4. 会計担当幹事は収支決算報告書を作成し、監査を受けた後、総会にて報告承認を受けなければならない。

(令和5年8月2日施行)